

仕 様 書

1. 業務名
県立広島病院 医療情報システムサーバー及びネットワークハードウェア保守業務

2. 委託期間
令和 9 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで（3 年間）

本業務は令和 12 年度予定の新病院稼働までの暫定的措置として実施するものであり、本契約期間終了後における本業務の継続の要否、継続期間及び調達方法については、新病院整備の進捗状況その他の事情を踏まえて別途決定するものとする。

3. 業務履行場所
県立広島病院（広島市南区宇品神田一丁目 5 番 54 号）

4. 対象機器

項番	種別	機種名	台数
1	サーバー (セキュリティ) (部門仮想) (診療録管理) (薬剤) (生理検査) (細菌検査) (地域連携) (物品管理)	PRIMERGY RX1330 M2	4
2		PRIMERGY RX1330 M4	1
3		PRIMERGY RX2520 M1	8
4		PRIMERGY RX2530 M1	1
5		PRIMERGY RX2530 M2	2
6		PRIMERGY RX2540 M2	5
7		PRIMERGY TX1320 M2	2
8		PRIMERGY TX2540 M1	2
9	ストレージ	ETERNUS DX100 S3	1
10	ドライブエンクロージャ	ETFEBD	4
11	LTO ストレージ	ETERNUS LT20 S2	1
12		ETERNUS LT40 S2	1
13	ネットワーク機器	Si-R G100	1
14		Si-R G200	1
15		Catalyst 3850-24T LAN Base	29
16		Catalyst 2960X-24PS-L	11
17		Catalyst 2960X-48TS-L	45
18		Catalyst 2960X-48LPS-L	15
19		Catalyst 2960L-16TS-JP	1
20		SH1508ATD	1
21		IPCOM EX1100 SC	2
22		Catalyst WS-C6504-E	2
23		Catalyst WS-C3850-48T-E	4
24		ワイヤレス LAN コントローラ 5520	2
25		SR-S310 TL2	1
26		SR-X324 T2	4

機器別詳細内訳は、医療情報システムハード保守対象機器一覧（別紙 1）による。

5. サービスレベル要件
- (1) 保守対応時間は、24 時間 365 日対応可能とする。
- (2) サービス拠点は広島県内に保守拠点を有し、障害発生の際には、即日オンサイト対応が可能であること。
- (3) 受注者は、24 時間 365 日受付可能な障害受付窓口を設置すること。障害受付は、監視通報ツール※による通知または発注者からの直接連絡により行うものとする。また、受注者は発注者との連絡体制を事前に明確にし、緊急時に支障なく連絡が行える体制を維持すること。
- ※監視通報ツールは既存のものを流用する。

- (4) 障害受付によりオンサイト対応が必要と判断された場合は、4 時間以内に現地到着することを目標とする。ただし、地震、台風、豪雨その他の自然災害、事故、道路封鎖、公共交通機関の運休その他受注者の責に帰することのできない事由により 4 時間以内の到着が困難な場合は、この限りではない。この場合、受注者は速やかに発注者へ状況及び到着見込み時刻を報告し、可能な限り速やかに現地対応を実施すること。
- (5) 受注者は、発注者向けの専用保守部材を保有し、保守期間を通じて必要な部材の確保及び供給体制を維持すること。交換部材は正常動作が確認されたものを使用するものとし、同等以上の性能を有する代替部材の使用を妨げない。また、交換部材については、新品、中古品又は再生品の別は問わない。

6. 保守内容

- (1) 対象機器が通常使用の範囲内で故障した場合、受注者は責任をもって保守部品の交換等により修理を行うこと。その際、他機器やケーブル類との接続・取り外しが必要な場合は、発注者の承諾を得て実施すること。
- (2) 受注者は保守部品を遅滞なく準備すること。なお、保守部品の費用は受注者の負担とする。
- (3) 受注者は可能な限り迅速に保守作業を完了させるよう努めること。
- (4) 受注者は、発注者から保守サービスの依頼を受けた場合、まず電話またはメールにより情報を確認し、オンサイト保守が必要と判断した場合には、発注者と日時を調整のうえ速やかに対応すること。
- (5) 受注者は、機器交換後に通電確認及び起動時の自己診断結果を確認すること。
- (6) 必要に応じて、BIOS 設定の確認ならびに RAID の動作確認（開始確認のみ）を実施すること。
- (7) ネットワーク機器の場合、バックアップ済みのコンフィグを投入すること。
- (8) ログ収集、障害内容の整理及び完了報告書の作成を行い、発注者に報告すること。
- (9) 本業務における受注者の責任範囲は、ハードウェアの保守対応とする。ソフトウェア、ネットワーク全体及び利用環境に起因する障害については、本保守の対象外とする。ただし、受注者は原因切り分け等において可能な範囲で協力を行うこと。
- (10) ハードディスク交換を行った場合は、当該媒体に保存されたデータを機密情報保護の観点から速やかに消去し、物理破壊により再利用不能な状態にするものとする。また、発注者からの要求があった場合には受注者はデータ消去証明書を発行すること。なお、証明書の費用は有償とする。

7. 提供及び受入

- (1) 受注者は、本仕様書第 3 項に定める設置場所において、前項のサービスを提供し、必要な保守部品を納入すること。
- (2) 納期までにサービス提供または部品納入が完了できないおそれが生じた場合は、速やかに発注者へ通知し、発注者と受注者間で協議のうえ対応を決定すること。

8. 報告

保守作業の実施にあたっては、作業開始前及び終了後に発注者の指定する担当部署へ報告を行うこと。なお、終了時には実施日時、対応者、機種名及び作業内容等を記載した完了報告書を提出すること。

9. 発注者の義務

発注者は、受注者が円滑かつ迅速に保守作業を実施できるよう、以下の事項を行うものとする。

- (1) 保守サービスに必要な情報及び作業スペースの提供。
- (2) 保守サービスに必要な消耗品の提供。
- (3) 対象機器設置場所への入退館手続きの実施。
- (4) 保守サービスに必要な情報機器及び測定機器等の搬入・搬出に関する許可。
- (5) 受注者の要請に応じた、対象機器に接続された機器等の関係者の呼び出し及び立会い。
- (6) 障害の切り分け作業及び再現テストへの協力。
- (7) 保守サービスの依頼または問い合わせ前における、障害情報の可能な限りの取りまとめ。
- (8) 保守作業の実施にあたり、実施可能な時間帯及び作業上の制約事項の提示。
- (9) 必要に応じて、保守作業前に対象機器のデータバックアップを実施すること。
- (10) 保守サービスに関する連絡窓口を定め、受注者へ通知すること。
- (11) 障害発生時における優先度及び緊急度について、受注者へ指示すること。
- (12) 対象機器の構成情報、設定情報及び変更履歴について、必要に応じて受注者へ提供すること。
- (13) 情報セキュリティ上の制約事項及び遵守事項について、事前に受注者へ周知すること。
- (14) 重要な設定変更または機器交換を伴う作業については、事前に承認を行うこと。

10. 責任分界

本業務における保守対象範囲ならびに発注者、受注者の責任分界点については、下表に定めるものとする。

項目	作業内容	発注者	受注者
体制整備	監視通報ツール動作環境及び連絡体制整備、保守作業スペース提供	○	－
検知	ハードウェア障害検知 (監視通報ツールによる通知又は発注者からの連絡)	○	－
初動対応	障害ログ解析、障害内容の確認、復旧手段及び復旧見込み時間算出	－	○
復旧処理	部品交換 (交換後の通電確認及び起動時の自己診断結果の確認を実施)	－	○
	RAID 動作確認、BIOS 及び config 設定 (OS インストールが可能なハードウェア状態まで復旧)	－	○
	OS 及びアプリケーション設定及び稼働確認	○	－
	データバックアップ及びリストア	○	－
事後対応	ログ収集、障害内容の整理及び完了報告書作成	－	○

11. 保守対象外

次の各号に該当する保守サービスまたは部品等の費用は本契約の対象外とする。ただし、受注者が対応可能な場合、発注者は別途費用を支払うことで当該サービスを依頼できるものとする。

- (1) 天災その他不可抗力による故障の修理
- (2) 使用方法変更に伴う改造・組替・調整
- (3) 機器の増設及び移設
- (4) 誤操作または不適切な環境による故障
- (5) 消耗品または契約外部品に起因する故障
- (6) 受注者取扱品以外に起因する故障
- (7) ソフト更新に伴う部品増設が必要な場合の部品費
- (8) 機器起因でない障害の修理
- (9) 利用環境の再構築
- (10) 予防保守作業
- (11) 契約期間満了後に連絡された障害対応

12. セキュリティ及び守秘義務

受注者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
また、発注者の情報セキュリティ規程及び入館管理ルール等を遵守し、業務は必要最小限の範囲で実施すること。

13. その他

- (1) 作業実施にあたっては、病院業務に影響を及ぼさないよう十分配慮すること。サーバー停止を伴う場合は、事前に発注者及び関係者と調整のうえ実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。